

滋賀県多文化共生推進プラン改定(素案)の概要

1 改定の背景・趣旨

「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月総務省自治行政局国際室通知)に基づき、「しが多文化共生推進会議」を設け、提言(平成21年11月)を受け、平成22年4月に滋賀県多文化共生推進プラン(以下「プラン」という。)を策定。平成27年度に策定した改定版のプランの計画期間が令和2年3月に終了予定。

経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など、より実情に合ったプランとなるよう見直しを行う。

2 プランの位置づけ

「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体の取り組みの方向性を示す指針。

3 計画期間

令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度の5年間

4 改定のポイント

- ・第1回検討懇話会での意見を踏まえ、「対等な関係」、「人権の尊重」のキーワードを、本プランの基本的な考え方(「滋賀県が目指す多文化共生社会の姿」、「基本目標」)に盛り込み、以下のように改定する。

(1) 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- ①一人ひとりが、地域社会の担い手として対等な関係のもと、多様性を生かして活躍することで、地域の社会や経済が活性化しています。
- ②互いの文化を尊重し、県民の異文化理解力や国際感覚が向上しています。
- ③ユニバーサルデザインの地域づくりが進んでいます。
- ④市民活動団体と協働した地域づくりが進んでいます。
- ⑤県民の人権意識が高揚しています。

(2) 基本目標

【現行の基本目標】

国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会を目指す。



【改定案】

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いに関わらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。

《多文化共生とは》

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18年(2006年)3月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

(3) 行動目標

- ・本県には、オールドカマー、ニューカマー、外国にルーツを持つ子どもたちなど、さまざまな背景を持つ外国人県民が暮らし、定住化が進んできている。また、入管法の改正を受け、労働力の担い手として滋賀県に來られるケースもある。未来を担う人材育成と多様な人材が活躍できる環境を整備するため、行動目標3として、多様性を生かして活躍できる環境づくりを追加する。(労働・教育に関する項目を集約)

現行	
行動目標 1	こころが通じるコミュニケーション支援
(1)	地域における情報の多言語化
(2)	日本語および日本社会についての学習機会の提供
行動目標 2	安心して暮らせる生活支援
(3)	安心して働ける・暮らせる環境の整備
(4)	教育環境の整備
(5)	安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備
(6)	災害時への対応
(7)	生活安全における支援の充実
行動目標 3	活力ある多文化共生の地域づくり
(8)	地域社会に対する意識啓発
(9)	外国人住民の自立と社会参画
(10)	多様性を生かした地域づくり



改定案	
行動目標 1	こころが通じるコミュニケーション支援
(1)	地域における情報の多言語化
(2)	日本語および日本社会についての学習機会の提供
行動目標 2	安心して暮らせる生活支援
(3)	安心して暮らせる居住支援
(4)	安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備
(5)	災害時への対応
(6)	生活安全における支援の充実
行動目標 3	多様性を生かして活躍できる環境整備 ★新規追加
(7)	働きやすい労働環境の整備
(8)	教育環境の整備
行動目標 4	活力ある多文化共生の地域づくり
(9)	地域社会に対する意識啓発
(10)	日本人・外国人県民が共に支え合う多様性を生かした活力ある地域づくり

5 スケジュール

令和元年	8月	総括（常任委員会へ報告）
	9月	第2回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（素案）
	10月	常任委員会へ報告
	10月～12月	第3回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（原案）
	12月	常任委員会へ報告
	12月	県民政策コメント実施（～令和2年1月）
令和2年	2月	県民政策コメント結果とりまとめ
		第4回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（最終案）
	3月中旬	常任委員会へ報告
		多文化共生推進プラン改定版の策定

「滋賀県多文化共生推進プラン」改定(案)の概要について

総務・企画常任委員会 資料5-2
令和元年(2019年)10月7日
総合企画部 国際課

第1章 プラン改定にあたって

1 背景・趣旨

- 本県の外国人人口は、平成26年以降増加傾向であり、平成30年末では29,263人(住民基本台帳人口)。滞在の長期化・定住化傾向。
- 国においては、平成31年4月1日改正入管法が施行され、新たに在留資格「特定技能」が創設された。国として、長期に滞在する外国人の受入れ拡大の方針が示され、今後さらなる外国人住民の増加が見込まれる。
- 「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月総務省自治行政局国際室通知)に基づき、「しが多文化共生推進会議」を設け、提言(平成21年11月)を受け、平成22年4月にプランを策定。平成27年度に策定した改定版のプランの計画期間が令和2年3月に終了。
- 経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など、より実情に合ったプランとなるよう見直しを行う。

2 プランの位置づけ

- 「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体の取り組みの方向性を示す指針。

3 計画期間

- 令和2年(2020年)度～令和6年(2024年)度の5年間

第2章 外国人人口の概況等

- 滋賀県人口:人口減少局面に入った。
- 外国人人口:平成30年12月末現在、滋賀県の外国人人口は29,263人(住民基本台帳人口)、平成26年以降増加傾向。
- 国籍等別:国籍等別では、ブラジル(8,525人、29.1%)、中国・台湾(5,194人、17.7%)、韓国・朝鮮(4,533人、15.6%)、ベトナム(3,325人、11.4%)、フィリピン(2,428人、8.3%)の順。
- 在留資格別:在留資格別では、「永住者」は9,467人で33.2%を占め、増加傾向。

第3章 多文化共生推進に関する基本的な考え方

1 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- (1)一人ひとりが、地域社会の担い手として対等な関係のもと、多様性を生かして活躍することで、地域の社会や経済が活性化しています。
- (2)互いの文化を尊重し、県民の異文化理解力や国際感覚が向上しています。
- (3)ユニバーサルデザインの地域づくりが進んでいます。
- (4)市民活動団体と協働した地域づくりが進んでいます。
- (5)県民の人権意識が高揚しています。

2 基本目標

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いに関わらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。

＜多文化共生とは＞

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18年(2006年)3月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

第4章 多文化共生施策の推進

＜推進体制＞

- 各主体の役割(国、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、大学、自治会、県民)
- 推進体制(滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム[多文化共生部会]、広域的な連携)
- プランの進行管理(事業進捗状況把握、中間・期末評価)

第5章 多文化共生施策の展開

【行動目標1】 ころろが通じるコミュニケーション支援

外国人県民が、生活に必要な情報を確実に入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーションを図れるよう支援します。

施策の方向性(1) 地域における情報の多言語化

- ①多言語による行政・生活情報の提供
- ②外国人県民のための相談窓口の設置、専門家の養成
- ③「やさしい日本語」等の普及
- ④多言語案内表示の普及
- ⑤さまざまな主体との連携による情報提供

施策の方向性

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- ①日本語学習機会の提供
- ②日本語ボランティア指導者の人材育成
- ③日本語教室への支援

【行動目標2】 安心して暮らせる生活支援

誰もが安全・安心に生活できる環境を整備します。

施策の方向性(3) 安心して暮らせる居住支援

- ①安心して暮らせる入居支援

施策の方向性

(4) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- ①多言語による社会保障等の情報提供
- ②相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携
- ③外国語対応が可能な医療機関についての情報提供
- ④外国人患者の受入体制の整備

施策の方向性(5) 災害時への対応

- ①外国人県民に対する防災知識の普及啓発
- ②防災訓練などへの参加促進
- ③災害多言語情報センターの開設
- ④広域的な災害支援体制の構築
- ⑤災害時外国人支援のための人材養成

施策の方向性(6) 生活安全における支援の充実

- ①地域安全対策の推進
- ②交通安全対策の推進

【行動目標3】 多様性を生かして活躍できる環境整備

多様な人材が個性や能力を発揮し、滋賀県で活躍できる環境を整備します。

施策の方向性(7) 働きやすい労働環境の整備

- ①多言語による労働関係情報の提供
- ②外国人県民を対象とした職業能力開発の機会の提供
- ③多文化共生推進のための啓発
- ④留学生等のグローバル人材の就職支援

施策の方向性(8) 教育環境の整備

- ①外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置等
- ②外国人児童生徒等の受入体制の整備
- ③外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換
- ④外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修
- ⑤児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進
- ⑥進路支援への取組み
- ⑦外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進
- ⑧外国人学校の法的地位の明確化の推進
- ⑨体験学習支援

【行動目標4】 活力ある多文化共生の地域づくり

日本人・外国人県民の相互理解を促進し、国籍や民族等による偏見や差別の解消を図るとともに、それぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに日本人・外国人県民が共に取り組みます。

施策の方向性(9) 地域社会に対する意識啓発

- ①多文化共生の意識づくりに向けた啓発
- ②多文化共生意識を持った行政職員の育成
- ③交流の場づくり

施策の方向性

(10) 日本人・外国人県民が共に支え合う多様性を生かした活力ある地域づくり

- ①社会活動への参加促進
- ②地域で活躍する外国人県民の情報発信
- ③多様性を活かした地域づくり